

平成22年6月1日施行 「建築確認手続き等の運用改善」に伴う

確認審査等の扱いについて

平成19年6月施行の建築基準法関係の改正に伴う確認審査等の厳格化により、確認審査・完了検査等の手続きについて、事前審査等による制度運用を図ってきたところではありますが、今般の運用改善に伴い下記の取扱いとします。

確認町審査(4号確認)

- ①事前相談・照会等(任意)～町様式「建築計画等相談・照会票」により、事前相談、敷地状況等の照会に応じる。この際、必要に応じ申請予定図面等を添付・提示する。
 - ②申請受付～申請図書一式(正・副・消防用その他法令に定めるもの)を提出する。
審査の迅速化と申請の手戻りを少なくするため、別紙「申請用チェックリスト」(任意)の添付にご協力をお願いします。
納付書により町手数料条例に基づく手数料を出納窓口へ納付する。
 - ③審査開始～
 - A) 補正や追加説明を要しない。⇒④Aに
 - B) 補正が認められる不備がある場合。⇒告示H19第835号による補正等の書面の交付⇒指摘に対して補正・追加説明を行う。⇒④Aに
(この場合、「法第6条第4項に定める期間(申請受理からの審査期間、4号建築物にあつては7日間)」は中断しないので、Fax等により迅速に処理する。)
 - C) 前項同様補正が認められる不備がある場合であるが、「法第6条第4項に定める期間内」に補正等の求めに対する回答ができないと予測される場合。⇒法第6条第13項による決定できない旨の法定通知の交付。⇒指摘に対して補正・追加説明を行う。⇒④Aに
(この場合、「法第6条第4項に定める期間」は中断する。)
 - D) 申請図書に記載すべき事項が大幅に欠落している場合や、設計図間の不整合が多数ある場合。⇒④Bに
 - ④審査終了～
 - A) 適合。⇒確認済証の交付。
 - B) 不適合。⇒法第6条第13項による「決定できない旨」又は「適合しない旨」の法定通知の交付。
- ※ 従前は軽微な不備以外は補正が認められなかったため、事前審査により図面等の補正(差替え)等を行ってきましたが、③BCのように差替えを含む補正・追加説明ができることとなりました。しかし、手続等の運用改善が図られたことであり、審査基準が緩和されたわけではありません。これまで同様、図書等の不整合の無いようご協力願います。

確認道審査(1～3号確認)

- ①事前相談・照会等(任意)～町様式「建築計画等相談・照会票」により、事前相談、敷地状況等の照会に応じる。この際、必要に応じ申請予定図面等を添付・提示する。
- ②申請受付～申請図書一式(正・副・消防用その他法令に定めるもの)を町の窓口へ提出する。北海道収入証紙により手数料を納付する。
- ③審査開始～申請物件の規模により、北海道庁又は総合振興局のいずれかに進達し、審査します。以降は前述の町審査の場合と同様です。(1～3号建築物の場合「法第6条第4項に定める期間」は35日間となります。)

消防同意のある場合(1～3号及び4号の一部)

- ①事前相談・照会等(任意)～確認の事前相談、敷地状況等の照会と同様に応じる。
- ②事前同意～確認申請に添付する消防用図書と同じものを消防署に提出。
- ③消防事前審査～正規な審査と同様に審査します。⇒不備等があった場合、補正・補足(差替え)等を行います。
- ④事前審査終了～同意事前協議書を消防から交付。
- ⑤建築確認申請書の提出～前述の町・道への確認申請に際し、上記④の原本を確認申請書正本に、写しを副本・消防用図書に添付する。確認申請の正・副・消防用図書は、上記③において補正・補足があった場合、それと整合するものであること。

完了町検査(4号確認分)

- ①仮受付～(正規の)完了検査申請図書一式を提出。
- ②事前検査～完了検査項目全部を検査する。不整合がある場合、計画変更申請等による手続を行う。⇒計画変更の申請、受付(手数料納入)、審査⇒計画変更の確認済証交付
- ③完了検査申請～A) 事前検査に合格の場合⇒納付書により町手数料条例に基づく手数料を出納窓口に納付する。
B) 計画変更確認を受けた場合⇒変更確認済証に基づく完了検査申請。
検査対象は当初確認と合わせたもの。手数料の納付。
- ④検査合格～検査済証の交付

完了道検査(1～3号確認分)

- ①受付～(手数料(道収入証紙)を含む正規の)完了検査申請図書一式を提出。
- ②北海道庁又は総合振興局へ進達～現地検査の日程等の調整
- ③完了検査～A) 検査に合格の場合⇒後記④へ
B) 不合格又は不整合の場合⇒手直し又は計画変更確認を提出、確認済後に再申請。⇒①へ戻る
- ④検査合格～検査済証の交付

※完了検査において、現場に不整合があった場合、完了検査申請書第三面【10. 確認以降の軽微な変更の概要】欄において処理できる程度の場合を除き(面積の増、構造・用途・平面の変更等がある場合は)、「検査済証を交付できない旨の通知書」を交付し終了します。その場合、確認済の内容に整合するように現場を手直しするか、現況を基にした計画変更申請を行い、再度完了検査申請を行う必要があります(手数料は再度納付)。確認内容に対する変更等があった場合は、事前にご相談をお願いします。